

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

「ちょこたび埼玉」情報誌発行事業業務委託 仕様書(案)

1 業務名

「ちょこたび埼玉」情報誌発行事業

2 目的

埼玉県民及び埼玉県に訪問する観光客等に対し、埼玉県の地理関係や県内の魅力ある観光スポット、モデルルート等を紹介するマップデータを作成して埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>)内で公開すると共に、マップの利活用の実態について情報を収集し、分析することを目的とする。

3 業務期間

契約日から令和8年2月27日(金)までの期間とする。

4 委託業務内容

① マップデータの制作

本県の地理関係や、県内の魅力ある観光スポット、モデルルート等を紹介するマップデータのデザイン・編集・校正・校閲・印刷・配送を行うこと。併せてWEB上で公開可能なPDFデータと、PNG/JPEGデータ、AIデータとして納品すること。別途印刷物として20,000部印刷し、配送、納品すること。サイズ等形式については下記「①-2 掲載内容」を踏まえ、マップとしての機能及び埼玉県の魅力・見どころの発信機能を十分に果たせるものとなるよう、委託者が提案し、協会と協議の上決定とする。

①-1データの仕様

- ・ データ:PDF データの他、PNG/JPEG データ、AI データ(Adobe Illustrator 形式)
- ・ カラー:フルカラー

①-2掲載内容

(ア) 交通網が入った埼玉県近郊図

埼玉県を中心とした近郊図に主要な鉄道・道路及び各観光スポットを表示する。掲載する観光スポットは委託者が提案し、協会と協議の上決定とするが、一部の地域に集中するのではなく、県内

各地域を網羅し、且つ観光地図としての役割を果たせるボリュームを掲載すること。

(イ) 連絡先の掲載

協会、各市町村観光主管課または各市町村観光協会の連絡先を掲載する。

(ウ) 埼玉県の魅力・みどころの掲載

閲覧者が県内を周遊したくなるような埼玉県の魅力やみどころを、写真、イラスト、漫画、文章等を活用し、掲載すること。掲載した内容については、4①-2(ア)の観光スポットとしても地図に掲載すること。

(エ) 県内主要観光地のモデルルートの掲載

閲覧者が実際に辿りたくなるような埼玉県の主要観光地域のモデルルートを掲載する。モデルルートは、埼玉県観光統計(SAITAMA DMP)などのデータマーケティング分析結果を基に受託者が提案し、協会と協議の上決定するものとする。

(オ) 広告

広告枠を設けること。掲載枠数は協会と協議の上、決定すること。広告営業は原則、協会が行うこととする。

①-3写真、イラスト、漫画及び文章等

(ア) 写真は、PR用のマップに適するクオリティーとすること。

(イ) 掲載する写真及びイラスト、漫画、文章は、委託者に帰属するものを使用すること。他者に権利のあるものを使用する、又は制作を依頼する場合は、事前に受託者が使用契約等を締結する等の措置を講じておくこと。

(ウ) 埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>)にマップの電子データ(PDF)を掲載することを前提とすること。

①-4校正・校閲

校正は3回以上、簡易色校正1回以上とする。交通網、位置関係、スポット名等が実際の状況と齟齬が無いよう、校閲を行うこと。

② 印刷物

4①で制作するマップデータを基に、紙媒体の印刷物を制作すること。サイズや折り方の規格については4①のとおり、最適なものを提案すること。

- ・ 紙 質:コート紙 55Kg 以上
- ・ カラー:フルカラー
- ・ 部 数:20,000部

③ 納品

完成したマップのデータと、印刷物について、令和7年12月15日(月)までに指定の場所に納めるこ

と。

- ・ データ納品先
一般社団法人埼玉県物産観光協会 プロモーション課
- ・ 印刷物納品先
協会が指定する配送先(約170箇所 (場合により増減する可能性あり))

④ 配送

印刷物を協会が指定する配送先(約170箇所 (場合により増減する可能性あり))に指定数量を配送すること。配送に関わる費用は委託費に含まれる。必要に応じて配送に関わる事前調整や必要な手続きを取る。

⑤ 効果検証

マップの入手先や入手者の属性のほか、埼玉県の観光情報に関するニーズを把握し、効果的な配架先やプロモーション施策を検討するため、効果検証として下記項目について KPI の目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。手法は委託者の提案とし、協会と協議の上決定とする。効果検証に必要な費用は委託費に含まれる。

(ア) 次年度の事業に繋げるため、マップ入手者の属性、埼玉県の開心事項などについて情報を収集すること。なお、より多くの情報を収集するための工夫を凝らすこと。

【収集する情報の必須項目】

- ・ 居住地
- ・ 性別
- ・ 年齢
- ・ マップの入手先
- ・ マップ入手者の埼玉県の観光に関する開心事項

※他の項目や仔細については協会と協議の上決定とする。

(イ) 発行から令和8年1月31日(土)までのマップの配布数

⑥ 効果検証報告

本事業の最終的な事業の効果検証を取りまとめた報告書を作成すること。また、翌年度以降の改善策も併せて記載すること。

※報告書の内容については事前に協会の承認を受けること。

提出物

- ・ 事業実施報告書 部数 2部
- ・ 上記報告書を記録した電子データ

項目

- ・ マップの利活用の実態に関する分析と考察
- ・ 制作物配布状況
- ・ 制作、調査上の課題点や次年度以降の改善策に関する考察等

提出期限

- ・ 令和8年2月27日(金)

提出先

- ・ 一般社団法人埼玉県物産観光協会 プロモーション課

⑦ 成果物

次のものを紙媒体及び電子媒体(USB、ROM 等)で納品すること。電子データについては最新版のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

- ・ 本事業において使用した画像データ(写真、イラスト、漫画)及びそれらの使用に関する許諾書等の PDF データ
- ・ WEB 掲載・印刷用 PDF データ、PNG/JPEG データ、AI データ
- ・ 原稿等テキストデータ
- ・ 掲載スポットに関するデータ(住所、連絡先、担当者等)
- ・ 事業実施報告書

⑧ その他

(ア) 業者決定通知後、受託者は速やかに協会と協議を行い、提案した実施計画書を基に、体制・制作スケジュール・役割分担等を提示・説明すること。その後も、業務の進め方やスケジュール管理、成果等について協会と連携し、情報共有を図りながら、適時ミーティングを実施すること。必要に応じて協会との会議の場を設けるほか、各ミーティング終了後は、受託者の負担において速やかに議事録を提出すること。

(イ) デザイン、内容、手法等については協会と協議の上で決定すること。

(ウ) モデル、イラストレーター、ライター等を起用する場合は、候補者を挙げ、協会と協議の上で決定すること。

(エ) 県内観光への誘客、物産の販売促進の相乗効果を狙うため、必要に応じて埼玉県物産観光協会が運営する HP・SNS それぞれの管理者との会議に参加すること。

5 本事業において制作された成果物および使用素材に関する権利の帰属および取扱いについて

- ① 受託者は、本事業の実施にあたり、著作権・肖像権等を含む知的財産権の取扱いに十分注意し、必要に応じて第三者の権利者から事前に承諾を得ること。また、制作過程で生じる全ての権利処理は、受託者の責任と費用負担において行うこと。
- ② 受託者は、成果物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。知的財産権侵害の申立て等があった場合は、受託者の責任(解決に要する一切の費用を含む。)において解決する

こと。

- ③ 本事業に基づき制作されたすべての成果物(紙媒体・デジタル媒体を問わず、写真、動画、イラスト、デザイン、漫画、文章、地図データ、モデルルート、構成、編集等を含む)に関する著作権は、原則として一般社団法人埼玉県物産観光協会に帰属するものとする。ただし、受託者が著作権を有する素材や、第三者から正当に権利を得た素材を使用する場合は、事前に協会と協議し、成果物への使用許諾を明確にしたうえで、当該使用が可能な状態で納品すること。
- ④ 埼玉県の観光物産の広報宣伝等において、有効と判断した場合には、協会及び埼玉県が他媒体でも成果物を使用できるものとする。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を成果物以外に使用する場合は、受託者と別途協議・承諾を要するものとする。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

- ① 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- ② 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ③ 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ④ 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- ⑤ 受託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本事業により発生した収入があり、得られた収入から委託金額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は協会に返還するものとする。
- ⑥ 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ⑦ 受託者は、委託業務の履行に当たり、不測の事態が発生した場合は、速やかに協会に報告し、対策を相談の上、迅速に事態の收拾に努めなければならない。
- ⑧ 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ⑨ 協会が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。
- ⑩ 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。
- ⑪ 埼玉県物産観光協会が行う HP・SNS、その他業務との連携の必要が生じた場合、別途見積にて相談する場合がある。
- ⑫ 業務を行う施策として自由提案があれば記載すること。ただし、予算の範囲内とする。